

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
1	市内東区	44	ホームページからの投稿	18.1.9	<p>札幌市子どもの権利条例策定への私的な視点として</p> <p>意見表明権などの権利の保障を重視した形で検討されていることは良い点である。その中で、相談・救済・施策の検証などの取り組みを総合的にかつ具体的に盛り込んでおかなければ、表面上の形だけのものになりうる。相談は具体的にどこでどんなシステムでどのように行うのか、権利が守られなかった場合の救済の術はどのような形で対応するのか、権利条例の見直しはいつ誰がどのように行い、また、その施策を普段日常的に検証するのはどこの誰がどのような基準で行うのか。条例に違反した場合の罰則規定も具体的に設けるべきであるが、すべての権利侵害が一律同じ罰則ということもいえない場合も出てくることも考えられ検討が必要となる点である。</p> <p>条例制定の検討においては1割以上の委員は子どもということで実質25人の委員のうち3名は子どもであるが、それだけで子どもの意見がどれだけ反映されているのか。昨年実施された団体別あるいは年齢層別の検討会でも、子どもの会合においてはその参加者がずいぶん少なかった。現在子ども委員を募集しているが、親の引率をとまう場合もありなかなか難しい一面があると思う。生徒会や児童会をうまく活用し、学校交流の一環で生徒会役員や児童会役員の大会を行ってみてはどうだろう。また、固定委員ではないが子どもたちのスポーツイベントや芸術系の展示会や民間の催事などに集まった子どもたちとの意見交換を主催者側と連携をとりながら進めてみてはどうか。</p> <p>「権利」という言葉のイメージが誤解や偏見を生んでいる面もある。(大人の中には子どものわがままを許すことになるかと解釈している面もある)。子どもと大人への周知の徹底が制定前の段階から必要になってくると思うが、その方法は具体的にどうしていくのか。ある調査では、札幌市の子どもの権利条例に関して、「知っている」と答えたのは小学生が3.9%、中学生が26.9%、高校生が39.2%にとどまり、20歳以上においては14.3%という低い数値になっている。「知らない」あるいは「聞いたことはあるけれど内容は知らない」という人は実に9割以上というデータもある。大人が知らなければ子どもは守られない。子どもが知らない状況で子どもの意見が反映された条例制定が果たしてどの程度できるのだろうか。この辺りの周知の方法はどうするのか。教育現場を通じたカードやパンフの配布、町内会制度の活用、子ども会児童会の活用、病院施設やコンビニなどの官民施設との連携、マスコミへの対応、官民イベントの共催など方法は具体的に挙げ検討して欲しい。</p> <p>子どもたちが関わるであろう身近な社会として教育現場での子どもへの関わり方のウェイトはかなり大きくなると予想される。教員たちへの研修のあり方は誰がどのようなシステムでどのように行うのかは重要なポイントと考えるが、その辺はどうなっているのか。権利条約スペシャリストを養成して派遣研修するのか、マニュアルを配布して学校現場での研修に終わらせるのか。各教育現場で、この条例について、全教師と、全児童生徒と希望する親権者たちが話しあう時間を設けるのも方法である。</p> <p>子どもがのびのび過ごせる環境を考えるときに、子どもたちの空間を作る都市計画と大きく関連してくるが、そのあたりの具体的な連携の準備は進んでいるのか。都市計画のみならず縦割り行政を打破した横の連携が必要であり、札幌市は未来局のみならず全部局からプロジェクト要員を選出して取り組みに参加あるいは情報啓発に努めると良い。</p> <p>子育てや子どもの成長に関わる人たちへの支援も大切なポイントである。この人たちが元気でなければ、あるいは周知されていなければ、子ども権利が脅かされる可能性も否定できないからである。この面での施策は今後具体的にどう変えていく考えか。医療費、保育所得機児童、学童保育、母子家庭就労、児童手当、療育認定、等々。また、時期により飽和状態の養護施設では本来の家族的な雰囲気や味わってもらえないままの状況で子どもたちは癒されないまま育っている。不登校の子どもたちの受け入れ、あるいは非行のある少年たちの就労や就学、あるいは地域社会の受け入れ、などなど支援すべき点は多岐に及ぶ。</p> <p>札幌市内の札幌市以外の公営施設、たとえば道立の学校などにおける子どもの権利は札幌市の条例が適用となるのか否かを明確に。</p> <p>札幌市の近郊の市町村から札幌市内に通学あるいは遊びに来ている子どもたち(札幌市に居住していない子どもたち)の権利にはこの条例は適用されるのか否かを明確に。 上記とは札幌市以外の市町村との連携の問題</p> <p>子どもの救済制度(オンブズパーソン制度)を明確に盛り込み権利侵害の申し立てに基づく救済制度の確立を明言化して、かつ子どもの権利侵害の状況を把握し正すべく勧告監視する制度の具体的な盛り込みは必要であり盛り込むべきと思うがこの辺りは誰がどのようなシステムで行うのが論点となる。官民一体か、民間にゆだねるのか、子ども自身は関われないのか。基本的には検討委員会を拡大解釈的に学識経験者・専門家、専門機関などもさらに交えて任期制で制度化していくのが望ましいと思う。個人情報流出防止も念頭にメンバー構成を考える必要がある。</p> <p>周知していく一環で推進月間を設けた啓発活動や教育現場での研修教育、マスコミとの連動、札幌市関連のイベントやNPOや子ども関連諸団体のイベントへの積極的な盛り込みなど、家庭・社会などあらゆる環境での地域社会の連携により子どもに優しい街づくりを盛り込んで欲しい。</p>
2	市内北区	67	ホームページからの投稿	18.1.17	<p>検討委員のみなさま及び未来局担当者のみなさまのご苦労に深く敬意を表します。 中間答申をダウンロードして読ませていただきました。今後の取り組みに大いに期待しています。いくつか感想を述べさせていただきます。</p> <p>1.この種の文書はとく役所表現が多用されがちですが、市民に語りかけるような表現で好感が持てます。子どもの権利条例に関する市民の関心度や子ども自身にも理解できるようにと検討委員会が懸命に努力されている姿の反映と想っています。今後もそのような見地を堅持して欲しいと思います。</p> <p>2.目次を見ても分かるように、第1章にかなり力点を置き「なぜ、子どもの権利条例が大切か」ということを市民の現状認識をよく踏まえて記述されていると思います。市民的合意をすすめるためにも今後も丁寧な説明が益々必要と思います。</p> <p>3.第2章「札幌市の子どものために」分担当委員がそれぞれ記述したと思われ、若干の重複部分もあり今後整理が必要な点もあると感じます。しかし、短い期間に出向き調査や懇談会などを開催し、資料も添付して「札幌の子どもたち、をまとめられたことを評価しています。国連子どもの権利委員会から本条のすべての領域に関して、0歳から18歳までのすべての子どもに関する包括的なデータの欠如」を日本政府に勧告していますが、その点をかなり踏まえた報告と理解しています。</p> <p>4.その上で、いくつかの私見を述べさせていただきます。この条例は0歳から18歳までの子ども・少年を対象にしていますが、とりわけ権利保障の必要性が痛感されるのは「少年期」の子どもたち(この表現はありませんが敢えて使わせていただきます)と書いていいでしょう。 施設に通園、通級、通学している子どもたちを園や学校種別で接近することは当然でもありますが、成長に向けての矛盾が集中的に現れている「少年期」という観点に関する記述やデータがどうしても不十分になりがちだと思います。 しかし、少年期の子どもたちが抱える問題は、教育との関連は勿論のことですが、同時に文化的、社会的、経済的、政治的関連も非情に強くなるのではないのでしょうか。 中間答申でも子どもの視点に立ったまちづくり、子どものとってやさしいまちづくり、それへの意見表明などにも触れており、未来の札幌市のまちづくりに子どもの意見を取り入れていくという政策的・制度的視点は非常に歓迎されるものと考えます。</p> <p>5.その意味で「少年期」の子どもたちに関する現状把握をより掘り下げる努力が期待したいと思います。 具体的に申し上げますと学びの機会との関連で、札幌市の定時制高校に通う子どもたち、なぜ定時制高校で学ぶのか、定時制高校に通学するうえでの要求や困難点、将来への夢と不安、雇用や社会的自立との関連など。定時制高校には今の教育・学校制度などが抱える諸矛盾が集中しているともいわれています。 市内にはかなりの数の市立定時制高校があります。各校から代表者を募って意見を聞く機会も検討してはどうでしょう。彼等が一番市民権を得るに近い立場にいます。市政に自分たちの意見を反映する貴重な経験ともなります。 また雪が溶けたら街頭に姿を見せる少年たち、いわゆるストリートミュージシャンやいろいろなパフォーマンスに夢中になっている少年たち、彼等の率直な意見昭明もきっと貴重なデータになると思います。 90年代前半まで安定的に行われていた「学校から企業への移行」という就労関係が激変した現在、中卒または高校中退した少年期の子どもたちの若年雇用問題なども把握できればと思います。職業安定所やヤングジョブカフェなどで一定程度把握できる面もあるかと思いますが、彼等の将来不安に少しでも共感してやることも必要ではないでしょうか。 その他少年期の子どもたちの消費動向や文化的要求など……。 いずれも調査としては困難点もあろうかと思いますが、彼等の要求に視点をあてることで、彼等も市政への参加に少しでも関心を示すことにもなるのではないのでしょうか。子ども議会なども大切ですが、より庶民的・市民的・土着的に少年期の子どもたちの声に耳を傾け、耳をすますつつ札幌市子どもの権利条例づくりがすすめられることを期待しています。主人公はあくまでも0歳から18歳までの子どもたちです。</p> <p>後半少し抽象的に申し訳ありません。</p>
3	不明	不明	電話	18.1.23	<p>1.札幌市が作るようとしている子どもの権利条例について反対はしない。 2.条例の中に、子ども自身の権利を規定するだけでなく、子どもとして義務もあることをハッキリ規定して欲しい。 3.学校教育の中で、子どもに権利と義務を教えて欲しい。 4.市民からの意見を検討委員会に伝えと共に、札幌市としても市民意見を把握して条例案を作って欲しい。</p>
4	市内豊平区	35	ホームページからの投稿	18.1.31	<p>自分の権利の主張は、他人の権利の尊重があってはじめてバランスが取れると思います。 子どもの権利条例の制定に関して「子どものわがままを助長するだけではないのか？」という批判はありませんか？ 自分も正直そう思います。 単に子どものわがままの言い訳にされるような条例にならないような手立てを考えるべきだと思います。 そのために、他人の権利を尊重する姿勢を育てるために必要な手立てを考えることや、他人の権利を侵害したときには大人並の厳しい罰が与えられるべきことなども条例に盛り込むべきではないでしょうか。 権利を「大人並」にするのなら、それを守るべき責任や姿勢も大人並であるべきでしょう。</p>

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
5	不明	不明	電子メール	18.2.2	<p>中間答申が配布されましたので、一職員として、ちょっと気づいたことを申し上げさせていただきます。</p> <p>通読させていただき感じた事は、大雑把な言い方になりますが、答申書が全体的に子供と大人の関係で構成されてる気がしました。子供と子供という関係でとらえた権利条例の必要性はないのでしょうか。</p> <p>申すまでもなく、集団(社会)は常に強い者と弱い者で(相対的、結果的に)構成されます。子供の集団は、時にそれが残酷な形で現出するのは、いたましい事故の報道からも知ることが出来ます。大人が子供を守るという視点も重要ですが、強い子供が弱い子供を守るという視点も必要かと思えます。確かに、マイノリティとしての障がいのある子供たち、先住民、外国籍・帰国者・性的少数者について言及されてはおりますが、ごく普通の子供でも、集団の中で弱者といふ少数者の立場の子供を守る視点が弱いような気がしました。</p> <p>勝手なことを申し上げてすみませんでした。回答は不要です。</p> <p>中間答申までこぎつけるのに、大変なご苦労であったことが推察されます。重要で困難な事業と思しますので頑張ってください。</p>
6	市内南区	43	電子メール	18.2.4	<p>概要版を読んだだけで中間答申を、基本的に支持します。ぜひ、条例を実現させましょう。</p> <p>しかし、議会の質疑などの様子をうかがうと、壁や不安材料もけっこうあると思います。</p> <p>権利と義務を同等に扱う認識、権利を主張する子ども＝わがままだ、という子供観等を札幌市議会議員も多く持っているようで、これからの課題は大きいと思います。</p> <p>子どもの権利保障は大人の責任 私たちの国が、子どもの権利条約批准を済ませていた頃の「一般大人達」による子ども認識は、条例を批准した今になっても、それほど進歩していません。それは、この条約を「広報」する責任を国が十分に果たしていないことが一因でしょう。ぜひ、札幌市は、大人教育に力をいれてほしいと思います。</p> <p>私は、中学校教員として約20年札幌市で勤務しておりますが、権利条約批准後、「教員」として「権利条約」の研修を命じられたことは一度もありません。それどころか、「批准しても学校経営に大きな変化はありませんが、学校に対する批判などがおこりやすくなるので注意しましょう」といわんばかりのお知らせを受けたほどです。</p> <p>今、初任者研修や十年研、また管理職の研修会など、札幌市教育委員会の公的研修場がありますが、そこでは子どもの権利条約を扱っているのでしょうか？それは、この中間答申にある「民族」や「性的マイノリティ」という課題意識についても同様ですが。</p> <p>札幌市の行政に携わる職員、札幌市議会議員、教育職につく者が、国際的・歴史的視点をふまえた十分な「子どもの権利」認識を深める場がまず必要です。</p> <p>子どもが意見を表明し自治的に動く場はもちろん必要ですが… 上記のくりかえしかもしれませんが、「子どもの権利条約」に関心を持っている人々の間においても、「意見表明」をたいへん重視するのですが、それは当然保障すべきとはいえず、そのことをもって「大人の責任放棄」さえも感じる時があります。「子どもに最善の利益を」という条文にあるように、大人達が子どもからの要求がなくても速効改善できるところは進めていく、が大前提だと思います。</p> <p>学校教育内容について 学校と子どもたちの間で、いじめ・不登校、学校づくりへの参加、性教育、など事例がありますが、子どもの権利条約29条の「教育の目的」を十分ふまえた教育内容をつくる必要があります。一番懸念しているのは、この条例があっても、学校が文科省直轄地として、昨今の硬直した学習指導要領支配(1分たりとも学校裁量が無いような窮屈さ)を札幌市が容認しては、絵に描いた餅、になりかねません。</p> <p>そういう点では、子どもの権利条約実現「先進地」になる心意気が、システムに反映されるよう願うばかりです。</p> <p>つねに、地球市民的可能性を 以前、アメリカの子どもたちと、子どもの権利条約について授業をしたことがあります。この国は唯一条例を批准していない国ではありますが、その中でつくづく感じたことは、世界中の子どもたちが、将来国際社会で起きている様々な課題を解決する同世代の「仲間」だということです。当時の私の学級の子どもたち、そしてアメリカの子どもたちに、「子どもの権利」で今一番大切にしたいことを考えさせた授業でしたが、住む土地は違っても「児童虐待」「戦争」「少年兵」「麻薬」などを解決したいと言いました。国境を越えた共通課題です。</p> <p>札幌市という地域で、大切に子どもたちを育てるための「条例」であると同時に、こういう条例の中で育った子どもたちが、近い将来に地球社会の一員として「協調」「平和」を築く力を持っていくのだ、という見通しで条例をつくりたいと思います。</p> <p>漠然とした、意見でしたが、何かの参考として反映していただければ、と思います。</p> <p>以上です。</p>
7	不明	不明	電話	18.2.6	<p>大阪市で先月から門限時間に関する条例ができて、夜10時以降未成年というか、高校生がゲームセンターやゲーム喫茶に、保護者同伴でもいちゃいけないとかいうのができて、札幌市もそうしたほうが良いと思うんです。</p> <p>事務局(注) 平成18年2月1日に施行された大阪府の「改正青少年健全育成条例」のことか。 「カラオケボックスやボウリング場など夜間営業施設について、16歳未満の出入りを原則午後7時までとする。保護者同伴の場合、ゲームセンターを除いて午後10時まででは立ち入り自由。」などの内容。</p>
8	不明	不明	電話	18.2.6	「子どもの安全・保護条例」とすべき。
9	市内西区	28	ホームページからの投稿	18.2.7	<p>第3章(2)「条例子ども委員会」の設置について メンバーは優等生ではいけないと思います。 難しいかもしれませんがヤンキー、不登校児、コギャルなど、本当に多種多様なメンバーを揃えなければ、結局良い子による良い子のための条例になってしまう恐れがあると思います。一番不満を抱えている子供たちになんとか参加をお願いしてみたいかでしょうか？</p> <p>中間答申に記載されております様々な問題、特にゆとりや経済面などに関することは結構記載されているように思われますが、この条例制定で何か変わるのでしょうか？とても札幌市だけで、この条例だけで変えることは不可能だと思われるのですがどうなのでしょう？まさか、問題としてこれだけ掲載しているのですから、実行の伴わない条例とはならないですね。</p> <p>期待しております。</p>
10	市内厚別区	54	電子メール	18.2.8	<p>子どもの権利は大人がしっかり守るものです。 経験のない子どもたちをしっかりと指導し、良い方向に導くのも大人の役割ですが、子どもの権利についてしっかりと考え勉強し守ってあげるのも大人の義務であります。</p> <p>子どもが主張する権利が必ずしも正しい権利の主張とは限りません。 その前に権利と義務があることをしっかりと教えなければ、とんでもない「権利主張のみで義務を忘れた社会」を作ってしまうかもしれません。</p> <p>「子どもの権利条例」を策定する趣旨には賛同しますが、その前に ～大人の「子どもの権利」を守るための義務と責任条例～ を策定し、しっかりと子どもを守らない大人を指導しなくてはならないのではないかと思います。 ～大人の「子どもの権利」を守るための義務と責任条例～ を策定してください。</p> <p>子どもは条例策定だけで守れませんよ。</p>
11	不明	不明	電話	18.2.8	子どもの権利推進について新聞に出ていたが、権利ばかり先行するのはおかしい。まず、義務を果たしてから、権利について言うべきだ。市は子どもの義務について条例を作るのが先だ。
12	不明	不明	電話	18.2.9	子どもの権利条例を制定する必要はないと考える。子どもの権利に関わる既存の法律があるのでないか。既存の関連法規をリストアップし、子どもの権利条例との関係性をチェックすることが大切である。
13	市内北区	不明	返信用ハガキ	18.2.10	<p>心身ともに健やかに。 私も、立派なことは語れません。しかし、「三つ子の魂百までも」というように、幼児期は大切な時期であると思います。 幼稚園、学校で教育なされていても、家庭でどうあるか、ということも問われてくるでしょう。 人生観、価値観の違いがあるので、何ともいえませんが、女性の身体がデリケートなことは、男子教育に必要であると思えます。 そして、できるだけ理想の子育てができるよう、努力したいものです。</p> <p>我が家は、行きつ戻りつ状態です。子どもは「皇帝ペンギン」が好きです。 人間、多くの人に支えられ、生かされていることを知る、また愛されて育てられるべきです。 「僕の前に道はない。僕の後に道はできる。」「衣食足りて礼節を知る」という言葉もあります。</p>

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
14	不明	不明	郵送	18.2.10	<p>検討委員会の中間報告書を見ました。これまでのご努力は、大変なものだったと思います。 「広報さっぽろ」(06年2月)の冒頭の特集も、関係されている方々の熱意が示されていると感じました。 「中間答申にご意見を」とのことですから、何点か書き送ります。よろしくご検討下さい。</p> <p><第1章 なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか - に関して> 中間報告(以下、報告)1頁で、「子どもの権利」という考え方の登場過程が記述されている。この部分は、全体を律する重要なところなので、国連憲章(1945年)とりわけ前文、第9章、第10章(国連子どもの権利委員会の設置、機能の直接の根拠となっている)、世界人権宣言(1948年)とりわけ22条、26条、子どもの権利宣言(1959年)は、「子どもの権利」という考え方の登場過程として視野に入れ、そこで形成された理念が、日本国憲法、教育基本法の子どもの発達、教育に関する理念と重なりあっていることをふまえておくことが必要ではないか。 報告2,3頁。「子どもの権利」「意見表明権」に関する問題提起に、深く共感する。あえて述べれば、「意見表明権」は、条約正文で、- the vies of the child - となっており、子どもの発達に照応した願い、不満、求めなどが含まれている。 まとまった意見(opinion)は、the view の中に含まれている。 「子どもにまとまった意見があるとは思えない。」などとの誤解が一部にあるので、付言する。</p> <p><第2章 札幌の子どもたち - に関して> (5)教師たちの現状、報告18-20頁を読んで、「身体的にも精神的にも疲労し、病んでいる教師が増加」している状況を放置できないと感じた。2004年、教職員の病気休暇に占める精神疾患の比率が、全国56%、北海道60%、札幌市71%(文部科学省資料)。なぜ、札幌市が高比率なのか、真剣な考察が必要であろう。 このこと、報告33頁で紹介されている「自分のことが好きかどうか」の質問に対する札幌の小・中学生の「自分が好きだ」という回答の低率、報告が指摘する「自己肯定感」を持つ子どもの少なさは、一定の相関関係を持つのではないか。 教育の専門家としての見解が尊重され、意見が活かされるとき、教師も、弁護士、意思、研究者等と同様に、身体的に少々の負担があっても、心の病に至ることは少ないのではないかと、思う。 「ものいぬ教師」「ものいぬ教師」が、「子どもの権利」をのびのびと育て、「子どもの意見表明」に真摯に対応することを期待することは、困難ではないかと感じる。 以上に述べたこととの関係で、報告14,15頁で指摘されている「10代の性感染症届出患者数、人工妊娠中絶の割合」の問題も考えることが求められよう。 2004年1月、「国連子どもの権利委員会の最終所見:日本」は、日本の思春期の子どもの精神的・感情的ゆがみとして、性感染症と薬物乱用について懸念を表明し、勧告を行っている(第45,第46節)。その日本にあって、札幌市が全国の平均を上回っている。 札幌の学校で、「“生きること”の根本に触れる教育」を、教師が大いに自らの人間性を発揮して展開することを、父母、市民は希望している。</p> <p><第3章 条例の課題 - に関して> 札幌の「子どもの権利条例」は、川崎市のように大部のものにせず、平易、簡潔なものとし、すべての子ども、父母、教職員(幼稚園、保育所、学童保育、子どもの各種施設等)、市民に配布していただきたい。 条例の冒頭に、札幌の「子どもの権利条例」が、日本国憲法、教育基本法、国連子どもの権利条約の理念に基づく条例であることを明示していただきたい。 (4)地域社会の再生、(5)居場所、子どもが育つ環境-学校、幼稚園、保育所等の日照権にかかわる特別な配慮、交通安全、学校・市説の耐震性の確保(「北海道新聞」05年8月16日、市内全319校のうち51%が補強工事必要、との記事に懐然とした。特に、is値0.3以下の25校は、マンションなら住民退去となる)等について、条例で速やかな対処を表明していただきたい。 (7)子どもの育ちや成長に関わる人への支援-学校、施設等の教職員の見識、意見の尊重が、「子どもの権利」を育てることの前提であることは、ヨーロッパ諸国の多数では、自明の事柄となっている。 第2章札幌の子どもたち-に関して、述べたように、教育の専門家である教師、職員の自由で闊達な意見の表明が制約され、ときに圧殺されたら、その被害は、子どもに及ぶ。教師、職員が各自の教育力を存分に発揮できるように、自治体、行政、管理者が、教師、職員を支援し、応援し、学校・施設等を、子どもを暖かく包み込む場とするために最善をつくすことを条例に盛り込んでいただきたい。</p> <p><最後に> 以上、例示的に意見を述べました。最後に、二つのことを希望したいと思います。 その第一は、現在、日本の教育がおかれているきびしい状況、重大な困難によって、札幌の教育が強く拘束されていることを私も理解しているつもりです。現状を直視しつつ、札幌の子ども権利を前進的に展望することは可能だと考えます。子どもの幸せを願う札幌市民の積極的な合意を引き出す契機として、条例案の検討、市民の議論を進めていただきたい、ということです。 第二に、条例案の策定は、条例制定検討委員会での完全な議論を軸にして、札幌市の機構、とりわけ、子ども未来局、市教育委員会の全面的な支えによって可能になるでしょう。市議会での審議も、条例案に対する札幌市全機構の熱意と、子どもの幸せを願う広範な市民の合意が示されたときに深まる、と思考します。上田文雄市長のイニシアティブを期待します。</p>
15	不明	51	郵送	17.2.13	<p>児童虐待や親の養育放棄など、今の日本には子どもの権利が守られていない現実には確かにあります。しかし、それは「条例」が制定されていないからではありません。「児童の権利条約」については20年前からさまざまな形で浸透し、これまで学校も家庭も社会も、過剰とも言えるほど必要以上に「子どもの人権」に神経を使ってきました。特に学校教育では、児童・青少年による凶悪犯罪が起こるたびに、「人権」が話題になります。「条例」がなくても、日本の子どもたちは国内法の範囲の中で100%ではありませんが、十分に守られてきたと思います。近年の「成人式」における若者をどうみますか。果たして「子どもの人権」が守られてこなかった結果なのではないか。「人の話をきちんと聞きなさい」「自由には責任が伴うこと」「時と場所に合った礼儀作法」などをあらためて教諭さなければいけない成人の増加。欧米各国は、宗教に基づいた道徳観や厳しい躾のもとでの「自由と責任」の考えが社会の中でしっかり根付いていますが、わが国は違います。戦後、基盤となるものが喪失してしまったわが国において、口当たりの良い「自由」「権利」の乱発は、とらえかたを間違えれば可塑性のある子どもたちの人格をゆがめることとなります。また社会生活の基盤である「家庭」の否定にもつながりかねません。今日の日本の子どもたちに必要なのは、来るべき少子高齢化社会を見据え、規範意識や道徳を大切に健全な社会を創造していく構成員としての「自立・自律」心を育てることです。そのためには、「我慢させる」こともあれば、「思い通りにならない」こともあえて経験させなければいけません。これだけ「甘やかし」が問題にされている中で、「条例」制定は理解に苦しみます。何をめざしているのか、国の将来を思えばなおのことです。それほど必要で良いものなら、全国の市町村、自治体がこぞって「制定」するはずで、す。「先進市」の川崎市の子供たちがどう変わったか。住民はどう評価しているか、結果が見えていません。 札幌市は、今、なぜ、「制定」するのでしょうか。「制定」自体を目的化していませんか。子どもたちを取り巻く多くの問題を前にして、もっと他に、先に、行政機関としてすべきことはあると思います。</p>
16	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>中間答申における学校の状況の記述、PTAとしてみる学校の状況に相違がある、きちんとした状況把握をしない限り、すぐにオンブズマンパーソン制度などの方策をすぐに学校の中にまで適用するのは拙速ではないか、もっと時間をかけ調査検討することが必要です。</p>
17	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>委員長からまず条例を作ってみないとわからないという話がありましたが、綿密に条例に関する運用の規程を細かく検討する必要があるでしょう。学校で生じた問題に関して基本的に学校と保護者で解決に当たるべきである。第三者間の介入は学校に混乱をもたらす可能性がある。</p>
18	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>児童虐待など苦しんでいる子どもに対して、現行法では対処できないような部分に関して補完できるような、まさに苦しんでいる子どものための条例であってほしい。</p>
19	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>子どもの権利を認め条例化することは賛成ですが、その分析には無理があります。子どもにストレスがあるのは分かりますが、全てダメな訳ではありません。オンブズマン制度はかなり綿密な他の行政との関係調整が必要とおもいます。</p>
20	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>国の教育政策のために先生や子どもストレスが溜まっているように論じていますが、PTAとして学校の現場を見ると決してそうではなく、札幌市の学校教育予算の大幅削減や人的不足によって先生の負担も増えていることが大きな原因となっていると考えられます。子どものためを思うなら行政がもっと学校に予算をかけることを望みます。</p>
21	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>子どもの権利などを考えずに教師の採用方法を考える方が早いと思います。</p>
22	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>もう少し具体的な内容も必要な気がします。</p>
23	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	<p>児童相談所やいのちの電話など、今ある制度などはどうなるのかなと思いました。(オンブズマン制度に関して)</p>

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
24	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	条例が制度されれば本当に救われる子どもが増えるのでしょうか？疑問に思えるのです。
25	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	現行法の強化が先ではないでしょうか？
26	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	条例化される事によってどれだけの効力があるのかが良く分かりません。
27	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	救済について方法が少し消極的に感じます。
28	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	オンブズマンからの勧告だけで子どもの権利がどれだけ守られるのでしょうか。
29	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	もう少し時間をかけて小学生中学生にも聞いてほしいと思います。
30	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	p39付録部分で(2)今悩んでいること、学校についての悩みが上位5位までに入っていません不思議です。加えるなら学校での様子「楽しいですか」とかのアンケートも入れたほうがよいのではないですか。子どもの気持ちアンケートは対症的に本質(悩み多い子ども)とは違う子どもたちのアンケートではないですか。
31	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	大変難しい問題だと思いますが、これからの子どもたちにとって大事なことだと感じます。まだまだカベが多いと思いますが頑張ってください。
32	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	子どもたち自身がこの「子どもの権利条例」の存在を、わが身、友人の権利が侵害されたときにどう助けを求めるかが気になります。子どもの話を吸い上げる場を分かりやすく表示してほしい。特に閉鎖的な担任や保護者からの権利侵害からの救済をどう求めるのかを明確にしてほしい。
33	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	読んでみると当たり前のことです、自分と違うもの(こと)を認めることは難しいことです。まず自ら(大人)が少数派を認められるように人間性、考えを高めていくべきだと思います。
34	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	後半の質疑応答の中で、委員長さんが少し答えられておりましたが、どうして作らなければならないのかというお話とともに、どうやって実施していくのかというお話をもう少し具体的に聞きたかったです。現在ある組織、現状とどう関わっていくのでしょうか。
35	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	今すぐの対応も必要な事あります。
36	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	権利という言葉に？と思っていたのですが、委員長さんの説明で理解できました。私自身至らない親、大人ですので子どもから、いろいろ苦言を言われるがイヤ！と思っていました。しかし今私たちが抱えている、学校での問題や差別虐待等の解決に希望の灯をともしたいです。
37	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	条例制定後の専門委員会がどう機能するのが重要であると思います。 委員として子どもを加えることはもちろん良いのですが、大人(有識者とされる人)の人間性 このような条例を制定しなければならない大人社会になってしまっているわけですから、提言できる大人としての人間性を求めます。
38	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	まだ、内容的に十分に理解できないので私自身が勉強の段階だと思います。ただ今日のお話にも出ていましたが多くの方に意見を聞いて表現や内容がわかりやすいものか適切であるか検討を重ねたら良いのかと思います。
39	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	長年PTA役員としてきた自分も、あまりこの条例制定について認識はありませんでした、もっと学校でのおたより配布など細やかなレベルでのPRが必要ではないでしょうか。市P協会長の指摘もありましたがぜひ公正な表明をお願いします。
40	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	学校は不登校いじめなど個人のことは一切教えてくれません(近所で起きた子どもにかかわる交通事故の内容さえ教えてくれません、PTAで安全にかかわる仕事をしていてもダメです)地域の大人としてどの様に「よその子」に関していいのか指針がなければどう動いていいのかわかりません。学校では地域をひとつのアイテムとしか捉えていない気がします。個人やひとつひとつの事案を建前ではなく正直に皆で考えていく場作りも必要なのではないのでしょうか。
41	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	学校で子どもの人権侵害があった場合一緒に考えて上げられる人は誰なのかいじめなどを見てもいじめと誰も認めてくれない 子どもはますます一人で追い込まれる、先生が何か働きかけなければ被害を受けている子はますます加害者に追い込まれる。とても難しいことですが具体的な対策まで検討しなければ本当の意味での救いにはならない。結局子どもはつらいから逃げることになり不登校転校etc、現代社会においても大切なことなのでより具体的に検討答申を出してください。
42	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	効力があるのが法律であるのなら決め細やかなすみずみまで行渡るような重箱の隅をつつくような条件を作ってください。
43	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	現場(現状)との温度差があって今一度底辺を見てほしい部分があります。
44	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	教育現場保護者子どもの三角形の形がくってしまうまいよう考慮して欲しいです。
45	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	オンブズマン制度賛成です。学校内でうまくいく事例だけではありません。駆け込み寺の存在(第3者的な存在)はセクハラなどの場合でも絶対必要です。「きみたちには権利がある」という授業をすべての学校でやってほしいそれだけの力量を先生方も学校現場に期待します。子どもと向き合っている話するには時間がかり教育とはそういうもの、学校全体の姿勢にこの条例をととても重要だと感じました。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
46	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	もっとも分かりやすいものは?と思ったら概要版をみてこれならはと思いました。もっともたくさいの人に見てもらいたいです。「虐待防止」への条例は必ず盛り込んでください。
47	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	フロアディスカッションからの発言がありましたが、答申書の現場の声(?)に少しかたよりがあるように感じました。
48	-	-	市P協シンポジウム来場者	17.2.14	答申の中には教師のストレスが多く表現されていますが、教師の能力や、資質が問われているのかとも思いますが、なぜか偏った中間答申に思えるのは私だけでしょうか。未来の札幌を描くとするなら、解決すべき課題は別にあると思いますし、十分な教育予算をつけることに力を入れるべきだと考えます。
49	不明	不明	電子メール	18.2.15	<p>私たちの社会は、今、大きくアメリカ的な価値観と申し上げましょうが明確に自己主張する社会へと舵をきったように見受けられます。日本的な寛容な社会から、厳しい自由競争社会へと向かえば、その行き着く先は、勝者と敗者の二局分離の世界です。それがいいのか悪いのかは、一概に言えませんが国際社会において現在の生活水準を維持するためには、ある程度の競争社会化はやむを得ません。大事なことは、いかに競争社会へ軟着陸するかということだと思えます。このような社会の変革期にあつては、歴史の示すとおり、私たちは既存の価値観を再構築することが求められます。技術革新とともにこれまでの常識が明日からは非常識になるかもしれません。その結果、これまでの価値観のうち、変えるべき部分と残すべき部分の選別が求められます。</p> <p>前フリが長くなりましたが、私たちの多くは、アメリカのようなストリクトな競争社会に耐えられるほどタフではありません。多分、それに耐えられない理由は、日本人のやさしさや繊細さだと思います。私はこれらを日本人の弱点とは思いません。むしろ重要な資質であり、それは私たち日本人が残すべき部分の価値観であると考えます。そのような資質をもった、いわゆる優しい子どもたちは、子ども社会ではひ弱な存在です。そのような子どもたちを守っていくためには、子どもと子どもの関係を子どもの権利条例にとりいれていただきたいと思えます。</p> <p>中間答申にざっと目を通してちょっと気になった点が2つあります。1つは、子どものとらえ方(第2章)ですが、場という学制というか、保育所・幼稚園・小学校・中学校という既存制度の枠組みの中で子どもをとらえるのはよろしいのですが、それら類型的なとらえ方とは別の個々の子どもの育成に従った視点でも言いましょうか、切り口があったほうが、内容が豊かになるような気がします。</p> <p>2つ目は、まちづくりとの連携が少し弱いかという、個人的な印象です。結局、さまざまな施策はまちづくりに収斂されるものだと思いますので、まちづくりと子どもの生育をもっと強く打ち出せないかなと思いました。それは条例の守備範囲外だということなら、私の意見は無視して下さい。</p> <p>私のセクションは防災を所管しています。巷間で喧伝されているように、東海地震・南海地震・南海地震は2035年の前後10年間に発生するとされています。それらが連続して発生するようなことになりましたら、関東・中部・近畿・四国のみならず、日本経済は大ダメージをこうむり、緊急時体制が長期化するかもしれません。札幌も大きな影響を受けるはずで、丁度そのころ社会を支える人たちは、多分、今の小中学生かと思えます。(平成15年に市長局長を対象に企画した防災トップセミナーで講師の京都大学林教授のことば)大げさな話になりますが、この国の危難に対処しなければならない世代です。そのような世代の方々に、防災の意識をしっかりと持っていただきたいと願うのと同時に、新しい時代に即した価値観を形成いただきたいと思えます。そのためには、子どもたちの意見を圧殺することがあってはいけなしいと思います。そのような観点から、私は子どもの権利条例に関心を抱きました。</p>
50	市内豊平区	不明	郵送	18.2.15	<p>お忙しいところ失礼いたします。</p> <p>「子どもの権利条例制定検討委員会中間答申書(概要版)」を読み、多少疑問に思ったことがありましたので、お知らせしたく不躰な手紙を差し上げました。</p> <p>この「中間答申書(概要版)」のなかに、「未来を担う世界中の子どもたち」、「子どもの本質は『やがて大人になること』」といった記述がみられますが、この表現はそれこそ「将来のため」、「大人になるため」といった言い方で、「意見も聴かれず」、「我慢をさせられている」状況に子どもを追いやることにつながるのでは、この「中間答申書」の趣旨と矛盾するものではないでしょうか。</p> <p>もし、「子どもの本質が『やがて大人になること』」であるなら、大人にならず死んでしまった子どもには存在価値がないことになってしまいます。児童文学者の佐野美津男の言葉を借りるならば、「子どもは子どもとして生きることの意味がある」、たとえていうのなら、「タマゴはやがてニワトリになるから価値があるのではない。タマゴはタマゴであることによって存在理由も価値もある。ニワトリで目玉焼きは作れない」ということです。</p> <p>なぜ、このような矛盾が出てきたかを考えると、大人に子どもの権利の必要性を分かるように説明しようとしたからでしょうか。「子どもの権利条約」にしても、一部にあれば発展途上国の子どもを対象としたもので、「豊かな」日本の子どもには関係がないという考えがあるようですが、聞くところによると、問われているのは日本において「子どもの権利条約」をどのように使うのかということのようです。どうもここら辺の事情がよく大人に伝わっていない気がするのですが。</p> <p>ご存知のように、「子ども」という概念は近代の産業社会とともに発見された歴史的なもので、子どもは将来の労働力として教育を受け保護される一方、大人にとっての子どものあるべき姿に適応しなければ自分の居場所がないという状況に置かれているようです。しかしそれは必ずしも子ども自身の成長と同じではなく、特に70年代後半からの高度産業社会は大人の価値体系が子どもの価値体系を覆いつくし、子どもが自己回復する空間が減少しているといえるのではないのでしょうか。</p> <p>現代日本のおかれている産業社会とは、「成長的変動という本性を持つ故に固定した役割への学習的社会化よりも創造性と許容量の大きいアイデンティティを要求するが、産業社会の産み出した管理社会はアイデンティティ形成の場であるモラトリアムの機能不全を招き寄せるという逆説が成り立つ。経済的に豊かになり、社会が青年にモラトリアムを用意しても、そのモラトリアムが管理されている場合、実験や遊び、偶然やできごとの活性化が阻まれて、アイデンティティは拡散したままに置かれる。そのため、モラトリアムが閉じられれば、青年は社会的役割を引き受けるが、モラトリアムを内面化させる。このモラトリアムの内面化は、青年の人生の初期からはじまる。現代の青年現象の多くが、この内面化されたモラトリアムが外に表れたものだが、内面化したモラトリアムは、生産力主義と商品化様式を超えようとする営みに結びつく」ということになります。</p> <p>以上は、「やさしさのゆくえー現代青年論」(栗原彬 81年 筑摩書房)のようやくですが、青年も、子どもと同様歴史的存在です。今のメディアは、青年や子どもの現象面だけを取りざたしており、子どもを見る目を歪めさせているのではないのでしょうか。そのなかで本書は、「高度産業社会における逆説」、「モラトリアムの機能不全」という社会的背景を捉えていて、全体像を見る視点を提供していると思われます。</p> <p>「子どもによる子どものための『子どもの権利条約』」(小口尚子・福岡鮎美 95年 小学館)という中学生が、「子どもの権利条約」を子どもに分かるように約した本があります。その本では、訳をした中学生が条約でいちばん共鳴したことを聞かれ、第6条「ぼくらは、生きていていいんだ。」を挙げていました。特別な場合を除いて、生命そのものがおびやかされることが発展途上国よりも少ないと考えられる「豊かな」日本において、この6条の意味をどう考えたらよいのでしょうか。</p> <p>私は、現存の日本の状況に照らし合わせて考えた場合、この6条を「生きることの皇帝」と考えたいのです。(もっともこれは児童文学者の清水真砂子さんの言葉ですが、清水さんによると日本の社会には「生きてごらんよ」「やってごらんよ」という励ましが非常に少ないのだそうです。)つまり、自己に対する皇帝感覚が欠落しているために、内面化したモラトリアムを前向きな方向に使えないという状況があるのではないのでしょうか。</p> <p>「子どもの権利」の必要性を、「子どもの権利条約」の第6条を中心に「生きることの肯定」ととらえ、知らせていくことが必要かと思えます。</p>
51	市内西区	不明	電話	18.2.16	子どもが小学校に進学するとき、障がいがあるため環境の整った校区外の小学校に進学することになったが、校区外の学校に通うための手続きが煩雑であった。障がいがある子どもが進学する場合も、障がいのない子ども同様な手続きで進学できるようにして欲しい。また、身近にある学校に進学できるようにして欲しい。
52	市内手稲区	74	ファックス	18.2.17	<p>全体を通して、子どもの実態調査を踏まえてよくこまごまとめられたご努力に敬意を表します。最終答申に向けて、さらにより良いものにされることを切に願います。</p> <p>「コラム」に掲載されていた二人の高校生委員の発言に注目します。共通していた意見として、検討委員会のメンバーの人数が25名中、子どもが3人は少ないということ、私も同感です。また、委員会での大人の発言が、難しく子どもの発言がしづらいということですが、これは、大人委員が十分に配慮しなければならぬと思えます。</p> <p>その点で、今後「子ども委員会」を設置するとのことですが、とても良いことだと思います。そこで子どもたちの自由な発言を、委員会審議の中で丁寧に汲み取っていただきたいと思えます。</p> <p>「学校と子どもたち」の項目の中で、「教師たちの現状」について触れていますが、特に高等学校では、子どもの減少とともに「高校の再編統合」とも合わせて「特色ある学校づくり」ということで、校長は教育委員会に対して如何に「特色を生かした学校をつくる」かにどりにくくしているかをアピールするために苦労しているように見えます。そのために、とすると、地域のいわゆる「評判」を良くするために生徒指導に教師を追い立てているという実態があるのではないのでしょうか。そのために教師のストレスも大きくなっているのではないのでしょうか。教職員の精神疾患による休職者の比率が、北海道も札幌市においても以上に高いことが、それを示しているのではないのでしょうか。</p> <p>答申にも触れていますが、成果主義的「教員評価制度」の導入は、教員のストレスを増すことのみでなく、教育そのものの破壊に通じ、その最大の犠牲者は子どもであることを銘記すべきだと思います。来年度から試行導入の予定と聞いていますが、特に問題なのは、「教員評価制度」のなかに、「教育の目的」、ちう言葉がなく、代わりに「教育目標」という言葉が多くみられ、各項目ごとに数値目標を決めて評価する内容となっています。これは、「教育基本法」に示されている「教育の目的」よりも、「目標」のためにその達成度を教師に競わせる危険があり、「第2回国連子どもの権利委員会最終所見」においても指摘されているように、「過度の競争的な学校制度」を戒めている視点からも、専門家としての教員の人権と自由な研修権の保障こそ、子どもの権利保障に通じるものであると考えます。</p> <p>以上3点にわたり、感想と意見を述べました。検討委員会の皆様のご活躍に役立てていただければ幸いです。ご奮闘を期待申し上げます。</p>
53	市内清田区	28	大通パネル展	18.2.18	まだじっくりと読んだ訳ではありませんが、子どもが議論の過程で参加していることを見聞きしてましたので、何かしらの形で子どもたちの意見が反映されていると思われ、興味深いです。今後も注視し、より良いものが作られるのではないかと、との期待を持っています。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
54	不明	不明	電話	18.2.18	未成年の飲酒とか喫煙対策も入れてほしいです。
55	市内中央区	70	大通パネル展	18.2.20	子どもの権利条例づくりは非常によいことだと思います。自然に親しむことは、生長と体に良いと思います。災害・犯罪から子どもを守ることが必要。また、親の愛、心、教育は小さいときに教えなければなりません。良い教えと子どもたちの未来を願っています。
56	市内手稲区	38	ホームページからの投稿	18.2.21	<p>中間答申書、読ませていただきました。札幌市在住の5歳の子供の母です。これからの子供のことについて大変興味を持ち投稿させていただきました。</p> <p>子供は先天性の重度の心臓病児です。難しい手術を乗り越え、なんとか幼稚園に通えるほど元気になりました。1級の障害児のため特別児童扶養手当を支給してもらっています。しかし、支給された当時から約1年この手当では私の手元には届きませんでした。</p> <p>この手当では世帯主に支給されるため、支給された後どのように使われたか、また、本当に必要としている子供の母などに届いているか、子供を扶養するために使っているか、までは、調べようが無いそうです。当時も何度も区役所のほうに出向き、私の口座に入れてくれるように頼みましたが、世帯主が権利を譲らなければ、ずっと、世帯主へ支給されてしまう、とのことでした。</p> <p>私は、心臓病の障害児のことや医療の福祉制度などは、こどもが生まれてから沢山知りましたが、他の病気の方々もいろいろな手当を頂いて子供の命を守ったり育てたりしていると思われます。そこで、そのような子供を守るべき「手当」を子供の世話をしている母やその世帯にきちんと届いているか調べたり、届いていないで困っている、という申請をすれば権利を得られるというような制度を作ってはどうでしょうか。</p> <p>「子供が生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、全て侵害されていると思います。</p> <p>良識のある大人に育てられた子供は、きっと良い子になって良い大人になってくれると思います。そしてまた、次の世代を、時代を良くしてくれると信じております。</p> <p>子どもの権利条例、これからの発展を期待しております。</p>
57	不明	18	児童会館	18.2.23	内容を読んだけど、当たり前のことが書いてあった。だけど、今はその当たり前のことができていないので、子どもの権利条例をつくっていくうえで、しっかり考えて作って欲しい。
58	市内清田区	48	ホームページからの投稿	18.2.24	<p>私は、常日頃「子どもの権利条例」に対する日本政府や各自治体のきわめて消極的な姿勢に疑問と不信感を抱いていました。さらに、その思いは、中間報告にも記されている2004年1月28日、ジュネーブで開かれた国連・子どもの権利委員会(Committee on the Right of the Child)第2回審査に傍聴参加し、日本政府のきわめて不誠実な答弁(「想定問答集」の中からあてはまりそうな答弁をさがし、機械的に無味乾燥な棒読みで終始。また、子どもの懲戒に関して日本政府は、「子どもの権利条例にあるからといって必ずしもそれにしたがう必要はない。締約国が判断する」など委員会そのものを否定しかねない発言を行うなど)に接した際に頂点に達しました。そうした中、札幌市において「子どもの権利条例」を制定しようと言う動きがあることを知り、非常に興味・関心をもって見守ってきました。今回「中間報告」としてまとまったことを知り、これまで条例化へ向けて何ら具体的な行動をとってこなかったことを私自身反省し、是非とも意見募集に参加しようと思いました。</p> <p>私の意見は、まず、札幌市が「子どもがゆたかな気持ちで安心して暮らせる街は、そこで暮らすすべての人にとって住みやすい街だ」という観点からこの条例化を具体化するべきだということです。検討委員会が行ったアンケート結果を見ると「自分のことが嫌いだ」と答えている小学生は10.0%、中学生では19.0%と「自分のことを好きだ」と思っている子どもを上回っています。中間報告でも指摘しているとおり、自分の権利を大事にすることは決して自分勝手になるということではなく、相手の権利をも尊重することになると思います。むしろ自分たちの権利そのものがわからない、教えられていない実態が数多くあるのではないのでしょうか。このようなことが結果として自分そのものを「嫌いになる」状況を生み出していると思います。また、小学生も中学生も受験や進路を含めていわゆる「勉強のこと」に悩んでいると答えている子どもが最も多くなっています。このことは日常的に子どもたちを追い詰め、「寝ているときにほっとする」、「ほっとするときはない」という回答にあらわれているように思われます。自分のことが大事にされている、頼りにされているという実感を得ることができれば、子どもたちはもっとのびのびと生活し、可能性を伸ばしていくことができるのではないのでしょうか。それを一つずつ摘んできたのは、私たち大人だと思います。そしてこのような課題を解決するための糸口は、子どもの意見に大人が真摯に耳を傾け、同じ主権者・市民としてともに考え、話し合い、行動する機会を多くもつことではないでしょうか。以上のようなことから「中間報告」にもとづき、条例として成案化されることを切に願います。最後に、これは札幌市の基本条例の一つとして十分機能させていかなければならないということを前提に、他の条例とは区別して「前文」をつけることを希望します。</p>
59	市内南区	不明	ファックス	18.2.25	<p>中間答申書を拝読させていただきました。まず、委員会のこれまでのご努力と子どもたちを見つめる暖かいまなざし、そしてゆるぎない「哲学」に満腔の敬意を表します。</p> <p>全章を通じ、権利条例のなかでそのカギとなるべき子どもの「意見表明権」とユニセフの4つの権利が太い柱となって位置づいているのを見て、快哉を叫びたい気持ちになりました。私は、すばらしい権利条例ができることを確信しました。</p> <p>しかし、同時に、そこにいたるまでにさまざまな苦難、あるいは抵抗勢力にぶつかることだったと考えられますが、そのとき原則をゆずらず断固頑張りぬくことを願っています。</p> <p>以上のことを踏まえながら、私は2つのことだけ申し述べたいと思います。</p> <p>(一)子どもは、大人たちの社会を映し出す鏡だと思います。大人たちは子どもの姿を見て我がふりを直す必要があります。しかし、それとほど遠いのが現実です。子どもを取り巻く社会環境は、一層厳しく、悪化してきています。教育の世界にも弱肉強食の競争原理が入り込み、それが子どもの心をむしばんでいます。このことについては多言は申しません。</p> <p>そこでお願いしたいのは、条例の中にそのことをひとりで構わずで文言として入れてもらいたいのです。簡潔で美しく、しかも力強く、これが大切だと思うのは、この本質にかかわる問題だからです。</p> <p>(二)「十代の性感染症届出患者数や人工妊娠中絶の割合は全国平均を大きく上回っています」の指摘に、私は慄然としました。性問題で悩んでいる子どもたちは多いと思いますが、その相談相手は決して多くはないでしょう。性問題は子どもの精神形成期において決定的な重みを持っています。もし、条例の中にそのことについて一言が入れば、どんなにか子どもに明るい展望を与えてくれることになるか、わくわくする思いです。</p> <p>以上2点、非常に難しいことをお願いしていると承知しながら、貴委員会の知性と力量を頼りに、述べさせていただきます。</p>
60	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	<p>・人員増や財政的支援を含め、教師がじっくり子どもにむかえるようなバックアップを保障する趣旨が含まれていますが、公務員人員削減をはじめとする世の中の流れの中で、本当に有効性を発揮できるのか不安です。</p> <p>・子どもの有無に関わらず、「社会全体で子育てを」という概念の必要性を打ち出し、条例で明文化して欲しいです。</p>
61	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	札幌の子どもたちの状況についてはよく分かりましたが、そこに「権利」という観点から、条例が制定されたときに何がどのようになるのかという点、または具体的にどう利用していけるのかという点をもっと分かりやすく知りたい。
62	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	条例をつくることも大切だが、実施に際し、いかに市民に定着していくかが大切。
63	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	すばらしい答申です。今後とも、よい方向性を持って今後の子どもたちの世界に、すべての子どもたちのために行っていくていただきたい。
64	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	さらに深く掘り下げた内容でお願いします。
65	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	子どもとともに...、は格好は良いが、子どものために...、でなければ条例にはならないだろうと思う。
66	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	子どもの意見を聞きだしてください。
67	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	<p>実体験ですが、いじめに対する話の件で、友人の子どもがいじめに合い、学校内で仕返しをする問題がありました。そのときに学校側と友人が母子家庭ということもあり、私が間に入っている話でしたが、学校側がすべてにおいて児童相談所に入れなさい、と逃げ腰で、転向させなさい、近くに住むな、と校長はじめ担任の先生が一方的で保身に精一杯ということでした。引越して転向することになりました。中学の進学問題に対して生徒の考えを無視して、一方的に学力に見合った学校を進める。それに応じないと、無視と皮肉を言われて、子どもも大変傷ついたことがある。それ以来、母校にはいけないし、先生不信になりました。高校生活において、大きな影響があり、親子で大人の立場、教師の立場とで、よく話し合いをして、解決したことがあります。</p>
68	-	-	フォーラム来場者	18.2.26	中学校の部活動について、私の地元の中学校で部活の数が減っています。文化部は1つしかないと聞きました。体育部も年々減っています。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
69	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもとともに札幌の未来を考える、を、そっくり大人と子どもとともに札幌の未来を考える権利条例のほうが良いと思う。(子どもがよりよく成長するためには、大人側からの視点も必要。)
70	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	学校に選任の相談員を置く。
71	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	この条例はもっと大人に関心をもってもらわなければならないと思いました。大人の心がけを改めて考えていかなければと思いました。
72	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	意見表明権をどのように実際に生活の場面で保障していくのか、見守っていきいたい。
73	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	大人の子どもに対するやさしいまなざしという点を述べたところがよい。
74	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの権利というものが、具体的に分かりました。
75	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	念仏で終わらせないで欲しい。
76	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	全文を読んでいないのですが、権利だけ進んで欲しくない。
77	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例制定後、子どもたちへどのように伝えていけるかが、やや不透明。学校の中で総合授業等で取り上げられたらよいのではないのでしょうか。
78	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例が「絵に書いたもち」になってしまっただけではダメだと思います。「条例が自分とは関係のないこと」と大半の人が感じてしまっただけではいけないと思います。はじめに、「人権について学ぶ」ことと学ばなければ分からない特別なことであってはダメ。一部の人のためというものであってはならない。そのためにも、一般の人が身近に感じ、自分がすべきこと、できるものとして、実行できる(地域の人が)形に表現すると良いと思う。
79	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子ども自身が自立できるような(厳しさを乗り越えることができる)施策や視点が入っているか？
80	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	・子どもたちに他人の役に立つことで周りから尊敬される実感を与える。 ・子どもたちに自分の未来に夢を持ち続けられる自信を与えるにはどうしたらよいか、さらに調査・研究を重ねて欲しい。
81	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	自分の存在や価値を人は他人から認められて初めて認識することができる。子どもの権利の根本問題として、「人から認められる権利」がある。中間答申の中では、この点について明確に認識されていないように見える。不登校や非行の子どもはすべてといってよいほど、家庭では親に対して、学校では教師に対して、「自分を認められていない」「自分が否定されている」という思いを体験している、という事実を、重く受け止めてもらいたい。
82	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例制定検討委員会のメンバーには、教授、教育者、法関係者などに偏りがみられる。一般サラリーマンや商店主、建築業など一般人のほうを多くメンバーに入れるべきではないかと思えます。
83	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	問題をみんなで周りが早く解決することを条例に。
84	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	どれも理想として素晴らしいと思いますが、条例として制定することにだけ主眼を置かず、どう実践していけるのかということを含めて考えて欲しいと思います。どれもこれも本来は当たり前の事柄ですよね。これを条例という形で決めてしまうということより、子どもはこんなことを考えている、大人として何とかしてはあげない、と意識を変えていく必要があるのではないかと。きまりとして決めなくてはならない社会はどこかおかしいと思う。子どもが色々な悩みを抱えていることは分かったが、条例設置が必要だ、という気持ちにはつながらなかった。
85	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	さまざまな重要な問題に対して、札幌市としてどう解決していくのか、具体的な方針を打ち出すべきと思う。もっと市民の声に素直に耳を傾け、不必要な条例はつくな！
86	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	今後、広報誌に定期的にコラムをつくって、中間答申について、さらに、子どもたちの生の声の発表、アンケートの発表を伝えてくれると良いと思います。
87	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	p.27「留守家庭～」に関して、保護者の負担を同じにすべき。経済力の差で、子どもの状態が違っただけではダメだ。 P.20「部活～」に関して、ボランティアでしている今の状態を教員団体と話し合って改善すべき。 P.20「精神的ストレス」に関して、病休の代替が来ない。現場は昨年に続き、厳しい状況である。教員を大事にできなくては、子どもも大事にはできない。 P.19「期限付き教員～」に関して、中学校では、中2,中3の担任は期限付きではできない。よって、中2,中3は正職員、そうすると中1に期限付きが来る。1年でやめることから、3年間を見越しての教育ができない。みんなで教育をすることができない現場をつくらないようにすべき。 p.8.7行目「親の中でも母親は～」に関して、女性に育児を押し付けている表現である。「子育ての一番の責任者は母親」ではない。この表現の底には、女は家という考えが表れて入る。中間報告の中の多くの場面に女性差別撤廃条約の理念が生かされていない。ひとつの条例をつくるときには、他の条約にも関心をもち、互いに関係付けあっていくべきなのだ。ぜひとも、女性差別撤廃条約を学習すべきである。 P.24「民族教育～」に関して、朝鮮初中高級学校は、経済的にかなりの負担と聞く。なぜ在日朝鮮人がいるかを、歴史的な意味から考え、効率と同程度の負担で学べるようにすべき。先住民族について、地域でアイヌについて学ぶ機会をつくるべき。 どこにも書かれていないが、家庭の経済状況で私立高校に進学できない実態がある。やりたい部活があっても、この不景気の中では、あきらめざるを得ない。私学への助成金を増やし、子どもが望む進路を選べるようにすべき。最近、受験料すら払えず、私立を受けない子も増えてきた。結局、進学できないので受けてもムダという経済力の差は、子どもの責任ではない。
88	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの権利条例が紙の上だけで終わるのではなく、実際の生きている子どもたちのための条例になることを願っています。
89	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「子どもの権利」とは言わず、「札幌市民の権利条例」としてもよいのではないかと。自分勝手の意見は、権利ではない！ 「子どもの道徳条例」も必要。頑張ること、努力すること、忍耐すること、公共性を守ること(自己主義、利己主義の廃止)
90	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	上面だけで終わるのではなく、しっかりとした条例になるよう、よろしく願います。
91	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「少数者のための権利」について、今後深く議論していただけたなら、素晴らしい仕上がりを見せるのではないかと、思います。
92	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもだけでなく、大人にとっても大切な事柄が盛り込まれていると思うが、具体的に実際の場でどう反映されていくのかをみていきいたい。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
93	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「第3章(4)子どもの成長・発達を支える地域社会の再生」とありますが、今、札幌市が行っている対応に相反するものがあると思う。私は子ども会の育成者をしており、区民センター等の使用料の問題、子ども会等少年6団体に対する予算の削減等、地域における子どもの活動が弱体化する要因のひとつに市の対応があると思います。また、市長は「子ども会は一般市民から寄付を募って活動するよう…」と公言したそうです(白石における市長との意見交換の場にて...)。条例が制定されることは大事かもしれないが、現在活動している団体をもっと支えて欲しい。 市は条例制定、相談窓口の新設等新しくつくることばかりを考えているように思うが、現在ある窓口をより利用しやすくする方法とか、現在ある団体をより活性化するために市はどうしたらよいか、考えて欲しい。 市内小中学校の出勤簿は「男女別」にどの規制があるし、逆戻りしている。このように幼少期から差別され、「女だから」学業なんてという育ち方があるのではないか、というか、差別の無い学校、性別役割分業の考えがすりこまれない教育を進めてほしい、という内容に。 東米里中学校の人数の少なさとじめのない例を語ってくれました。しかし、全校生の一人ひとりの顔を知って給食をつくってくれる人、工具をつくってくれる用務員さんらとのつながりで育まれる場が多いでしょうね。少子化に向けて、ますます学校施設を利用して、ひとりひとりの権利状況を大切に学校にしていって欲しいです。 中間報告の記述には、「大人と子ども」の言葉が載っています。学校のお便りも、子ども(おとなのお供ではない)、兄弟(姉、妹?きょうだい)、父兄(母は除かれている)大きい人がおとなではない、など言葉の使い方を考えて欲しい。 学校には、評定、順位、競争がなくなるような教育をすすめていくことが大切ですよ。
94	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	地域の中で子どもを育むことの大切さは分かるが、今の現状では声をかけるのとはばかりのようなこともあり、困難を感じる。
95	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	親は自分が育ったようにしか子どもを育てられないと思う。親が子どもに正直に向き合えば(間違ったことを謝ったり悲しいときにないたり、嬉しいときに笑う毎日の行動)子どもは家庭で心が育ち、愛情を感じて成長すると思う。 大人も子どもも、自分そのままが好きであれば、人権は守られると思う。
96	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもを育てる場として集会所、区民センターなどが有料施設になってしまうのはおかしい。もっと子どもの権利が推進しているのに、逆行していると思う。
97	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	便利な生活のできる現代社会が結局子どもの色々な権利をうばう環境をつくっているのではないのでしょうか。
98	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	たくさんの方が記載されており、この短い時間で読むことはできなかったので、ゆっくりと読んで、今の仕事に活かしていこうと思っています。 私はまだ未婚ですが、子供は家庭で親がしっかりと考えていくことが大切だと思います。 私も親を見て学ぶことがたくさんあります。
99	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	大人が子どもたちを守らなければならないことを考えることの大切さをもう一度。
100	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	短期間でこれだけのことをよくまとめたなーと感心しました。 これを見て、家庭・地域でいかせていければと思いました。
101	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	1989年に国連で制定されたことを受けていると聞きましたが、世界各国の中や、日本の中でもそれぞれの地域で問題がぜんぜん違っていると思います。 が、それぞれの地域の子どもたちの悩みを聞いてみるのは大事だと思います。子と親、人と人のコミュニケーションがとても大切だと思います。
102	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	ぜひ、政策に反映できるしくみを作って欲しい。
103	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	就活中の娘がいるので感じています。 いくら「大切な存在」と信じて成長しても採用されない社会では、夢がかなえられない社会ではつらいです。 北海道全体、日本全体の景気が早く本当に向上になり、安定した収入で、子育てを経済的な不安なく出来る世の中になれば良いなあと思います。
104	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	検討委員会、札幌市子ども未来局、教育委員会、上田市長のこれまでの努力に感謝します。 この中間答申書を具体化するものとして、子どもの権利条例を作ってください。中間答申書の内容をよく理解すれば、子どもののびやかな成長を願うすべての教職員、施設職員、そして何より父母、市民が賛成し、条例の作成を自らの課題だと受けとめてほしい。 最終答申、条例案が準備されたときにも、このような集いを計画していただきたい。
105	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	意見表明権が必要と言うが、そんな子どもたちが占めたらどうなるの。 学校の中で私は数学はいやだと表明したらどうまとめるの。 権利必要だと思いますが、少し片寄った思想の人たちでのまとめに不満です。
106	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	6月制定は早いかな。もう少しじっくり考えてから。
107	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例は良いものだと思うし、子どものことを考えるきっかけに親がなるのかもしれないが、条例がどの程度いかされるのかよくわからない。
108	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの権利が侵されている話や場面を多く聞きますが、それ以上に大人が人間として尊重されて生きてられない社会が多くあります。 もっと社会全体が人と尊重される世の中だと子どもも尊重されると思う。
109	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	コラムを読んで、もっと子ども代表を増やすべきだと思います。 良い話し出し、良い子ばかりのパネリスト、それはそれで短時間ではいいのかもしれないが、もっと現実的な話があってもいいのではないかと。 せっかくパネリストに子どもを参加させているのだから、もっとわかりやすい言葉で話さないといけないと思います。
110	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	学校の中で権利条例のことで話し合われたことがあったか?
111	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子育てをしている人へのサポートが鍵になると思います。 子どもの権利を保障するためには、おとな社会で権利が守られる必要があります。人権を無視した経済優先のエイズの薬害問題、公害の被害者問題、不当労働問題で人権を尊重した憲法に沿った判決が多ければ子どもたちは権利の保障される社会を実感できます。 教育の場で、子どもの権利をきちんと教えていくカリキュラムの作成の必要を感じています。子ども版の情宣紙は学級1部しか配られていません! 全生徒児童配布してください。 私はマスプリして配布しました。
112	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例は大事だと思うし、子どもの権利を守るのは当然だと思う。 が、早急に(6月制定は急ぎすぎ)決めるのではなく、もっと多くの大人たちが子どもに目を向けるように意識付けすることの方が先ではないか!! 先生たちがまだまだ知らないような段階では焦りすぎだと思う。 制定してから考えていこうではなく、もっと皆が盛り上がって(盛り上げてから)制定されるべきだと思う!!
113	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	なぜこの条例が必要なのか分からない。(PTAで何度もフォーラムやシンポジウム等に参加し、説明を聞いているが)
114	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	この条例がこども、大人それぞれに理解されるものになれば良いと思います。 最終的に作っただけで終わらず、利用され、お金のムダにならないようにしてほしいです。
115	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	権利があることは義務もある、守ることも必要。 生きることから社会全体との関わり、自分は何をしなければいけないのか方向に話を進めることも必要。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
116	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	人間は「差別する」動物であります。 「子どもは子ども」、「大人は大人を」必ずある。 いじめ・差別ある。 数や権力によるものである。 ただ、「子どもへの大人の差別」は圧倒的な「力」による差別である。 異常である。狂気である。大人の自滅的行動である。
117	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例の課題の中で「権利救済精度の措置」があげられていましたが、条例が単に紙面上のものではなく、実行力のあるものであってほしいと思います。
118	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	大人の役割、子どもの役割を元に話し合いを持たれても良いかも。 社会のルール、家庭のルールの取り方も含めて、権利だけを主張することのないように周りの大人も「大人」になった方が良いかも。
119	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	権利があるから子どもを守るという風にならないように、お互いを見つめあえる条例になるように。 子どもの権利が尊重されている家庭では特に話題にしなくても子どもの意見が認められていると思います。 そうではない家庭などにどう浸透させていけるかが課題なのではないか。 いじめに対する問題について:いじめる側といじめられる側との話し合いをみんなの前で話し合ってみては。(立場を逆にして話し合ってみるのも一つの方法では)
120	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもオンブズパーソン制度は是非、条例の中でしっかり位置づけ、取り組んでいただきたい。 条例には権利擁護を保障することまで位置づけるべきであることから、「子どもの権利条例」の名称は「権利」をとらないでほしいです。
121	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	先住民族のことも入れられていて良いと思った(北海道独特)。
122	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	目に見える権利だけでなく、心の中の問題が保障される権利でなければいけないのでは。
123	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	自分のことを好きかという質問の回答をみて残念に思います。 自分をすきになれば自殺やいじめなどないと思います。 親に愛されていると感じられれば、自分も他人も大切にするのはないかと思えます。
124	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもたち本人から聞くのも良いが、親やPTA、地域町内会、育成者等は何をどう考え、改善・改良しようとしているのか？ 犯罪を犯したり、少年院等へ送られた子どもは一体何が要求だったのか・・・。 文明、経済の発展を遂げた我が国に欠けている物は一体何なのか、もう一度原点に立って考え、中身を深めていきたい。我々大人から。
125	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	概要は市内全小中学で配布というお話でしたが、子育て世代ばかりでなく市民全体で考えられるよう、もっと広く広報できませんか？
126	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	課題の分類がラベリングにつながらないか心配。
127	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもをとりまく問題は子どもの権利条例では変わらないと思う。 もう少し時間をかけ、反対の意見を沢山聞いてからもう一度考えてほしい。 急いで制定にもっていったらいけないと思う。
128	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	ずいぶん遠い所からぐるっと回ってくるんですね。 円が大きすぎて中心がわからない。 もっと具体的に!!
129	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもとは何か。0～18歳と括弧して良いか。
130	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	この中間答申書をもっとたくさんの親、子に知ってほしい。 このまま最終答申書が作成されても意味があるのでしょうか。 じっくり時間をかけて皆が理解し活用される条例づくりを望みます。 今の子どもたちが大人になった時にきちんこの条例を基に子育てできるように長い取組みでよいと思います。
131	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	助けを必要としている子どもからはなかなか意見は出せない。 この実態をいかに対処するかを盛り込んでほしい。
132	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもをとりまく環境の変化が早い中、あまり早急ではなくゆっくりと検証しながら、もっと時間をかけて考えていくことが必要だと思います。 尚、人間としての権利についてはもっと制度を現状に合うように整備が必要だと思います。 又、「権利」というものの捉え方が「バラバラ」であるように思います。
133	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	短期間でまとめられて大変だったと思います。 最終答申までも大変だと思いますが、なるべく慎重に子どもの意見が生かされた形で条例づくりを目指してほしいと思います。
134	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	市長はもっともっと子どもたちと関わってみてください。 たくさん悩みを持っている子、親がいます。
135	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	色々なことを知ることができて良かったです。
136	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	札幌市の現状に関して、自分が把握していることとのズレを感じた。 条例設定後の専門委員会の働きが重要。 このような条例が必要である大人の社会になってしまったことを痛感している。 子どもが権利について知り、成長していくことは必要だと思う。
137	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの「そぼく」な意見をまとめることも必要ではないか。 それを親向け、先生向け、関係者向けに しては・・・。
138	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「性」教育について、中学生の項にしか出てきませんが、幼児から高校生まで必要です。
139	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例として必要とは思えないし、子ども自身が本当に必要性を感じているのか疑問がある。 子どもには子どもの時に体験させる痛みや辛さがあると思う。 守られているばかりの子どもはどんな大人になるのか不安である。
140	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	かなり大枠で捉え、くまなくデータの出生等も記されていて、じっくり読んでみたい。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
141	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもたちは「権利」の意味・意義を充分把握し、履き違えないでほしい。
142	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	平日9:00-17:00の相談窓口では子どもが相談したいときにできないのではないのでしょうか。
143	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの権利条例に対して、大人の義務条例も必要ではないか？
144	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例の制定を急ぎすぎているのではないかと感じます。
145	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	今日のことを読んでいませんが、私なりに、「おはよう」「今学校帰り・・・お帰りなさい」と子どもたちに声かけても、咄嗟に不信な目が窺えられます。人を不審に思いなさいということを指導しているような現状。本当に子どもは安心して暮らしているのでしょうか。(学校もカギ、家庭もカギ)親、大人自身が本当の自律と優しさの見直しが急務だと思います。
146	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例を制定することにより、子どもの権利を考える機会を増やすことが先と思う。
147	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	どのような条例になるのか期待している。方向は大賛成。
148	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	格差社会の昨今、いかに権利を公平に均一にするかが問題である。落ちこぼれや弱者救済の対策が必要である。
149	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	自己中心の権利ばかりを主張することのないように、相手にも権利があることを強調してほしい。
150	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	権利は個人にあるのだから、相手にも当然あることを認識しているのだろうか？子どもは親、家族、学校、地域などと関わり合いがあることが前提ですね。このような環境の中でのルールと権利についてはどこで考えているのか？
151	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもは親に所有されているものではない。一人の人間として扱われるべきです。子どもは大人をよく見ているので、こちらも襟を正して人生の先輩として見られる大人になりたいと思います。PTAに関わるものとして、この権利条約を広めていきたいと思っています。
152	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	学校と一体となり実効性のあるものにしていただきたい。被害救済が十分でなければ批判を浴びることになると思う。
153	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「子どもの権利」と銘打つので反対意見もあるのですが、全て人間としての権利だと思う。大人がその権利を十分理解して実践することが子どもの手本、希望となるのではと思います。札幌市内の相談窓口の一覧を見ると、24時間受付が少ないのですが、子どもたちがTELするには学校へ行っていない時間にTELできるような受付時間の設定が必要だと思います。
154	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	人権擁護に関する研修会があってよいと思いました。
155	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	新聞で他市の例と比較して検討期間が短いことを案ずる意見を見ましたが、子どもの置かれた現状を考えると、条例制定は緊急のことと考えます。条例制定により専門家から一般家庭、地域の活動など広範囲に影響が及ぶことを期待しています。
156	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの問題を解決する方策を教師に指導する必要あり。
157	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもがいずれ大人になり、責任ある人間になれるための条例であってほしい。
158	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	既存の罰則に寄りかかっている部分が見えるような気がします。条例の中でも強く主張できる物をハッキリとしてください。
159	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子どもの権利というより、「人としての権利」という表現が適切だと思う。まちづくりセンターのようなハリボテの団体にならぬようスタッフの個も家族や近所の方と仲良くからはじめてほしい。結論、上田市長のパフォーマンスかな？ つじつま合わせはやめてほしい。もっともっと苦しんでいる子に目を向けて、行政が動いてほしい。
160	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	子育て支援、子どもの権利条例にしても形ばかり先行して、地域社会の人たちの意識の低さが問題です。もっと小さな単位から考える機会を作る何らかの方法が必要では。意味があるのでしょうか。当の子どもたちにどれほど浸透しているのか、本当に必要な子どもたちにどう伝えるのか。
161	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	権利条例を守られる立場、守る立場の者が互いに尊重し合える環境づくりが大切だと思う。
162	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	今後も色々話し合いながらより良い札幌市子どもの権利条例を作っていただきたく思います。
163	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	「子どもの権利条例」というネーミングが理解するのに難しいのではないかと。考えてる中身は良いと思うが。
164	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	条例が標語になることなく、効力(例:行政の支援)のあるものにしてほしい。
165	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	いじめ等に対する対策・対応について具体的な実例等を知りたい。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
166	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	命の大切さ、そして子どもの社会の中での一員として認めてほしいなど一人の人間として尊重してほしいなど、これは子どもに限らず大人として、人間として必要であり続けることだと思う。
167	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	保護者教育が第一であり、全てである。権利条例を制定することは良いか？大人の認識を深める施策が必要である。
168	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	学校の実態の記述は偏見に満ちており、市民多数の賛同を得られるとは思えない。 子どもを政治利用することは許されない。 子どもの権利を尊重すると言いつつ、学校教育予算をどんどん削減している札幌市は大いに反省すべきである。 中間答申の方向性では条例をつくる意味はあまりない。 現行法の枠内で十分対応可能。 児童虐待など真に苦しんでいる子どもの救済を実行できるような条例であれば必要。 学校への第三者機関の不当な介入はあるべきではない。 教育的な配慮が必要であると同時に、学校が混乱するような事態を避けなければならない。
169	-	-	フォーラム 来場者	18.2.26	人は皆自分を「認められたい」という欲求を持っています。 人に認められ始めて自分の存在や価値を実感します。 この欲求は「人は一人では生きられない」というように、人の存在そのものを肯定も否定もする極めて根源的な欲求であることを意味しています。 従って、個性や能力を認められる以前に保障されなければなりません。 特に受身の立場の子どもでは重要であり、心身の健全な発達の源になる力を確保し向上心や自ら学ぶ力の源を保障する権利です。 逆に、家庭では親から、学校では教師との関わりで繰り返し自分は認められていないという思いを体験した子どもは、やり場の無い疎外感を募らせることとなります。 いじめ(受ける方もいじめられる方も)、不登校、非行、少年犯罪に関わった子ども、若者の大部分がそれまでの成長過程のどこかで「認められない体験」をしているそうです。 つまり、そのような子どもは少なくないといえます。 その最初の原因が大人の心無い言動、あるいは子どものためを思っている言動にあるということが問題であり、どこでもいつでも起こる可能性があります。 委員会は子どもの参加を基本の一つとしています。 それはそれで極めて重要ですが、上で述べる子どもの権利は子どもの意見として聞ける可能性は少ないと思います。 なぜなら、そのような子どもは繰り返し大人に騙された体験をしており、口を閉ざすからです。 繰り返しますが、今、家庭、学校、社会で問題となっている不登校、非行、少年犯罪の出発点の原因は、大人側にあり、認められる権利が保障していないことにある、ことを強調しておきたいと思えます。 今後の検討課題に取り上げていただくようお願いいたします。
170	市内	不明	電話	18.2.27	中間答申書を読んで感じたことについて。 学校において、子どもの権利を尊重することが大切である。自分の子どもは、以前、教室で「しかと」されたりしたことをきっかけに、不登校のようになってしまった。また、自分が子どもだった頃の体験として、転校生したとき、転校先の学校から授業の進度などについて十分な説明をもらえず、なかなか学校になじめなかった。学校の先生をはじめとして、子どもの権利についてしっかりと勉強しなおす必要がある。 学級委員を決めるときに多数決で決めることがあるが、少数者の1票の価値、意見について、子どもの権利の観点ではどのように考えるのか。 市立小中学校の健康診断を、小児科がない病院の内科医が担当しているケースがある。子どもの病気を早期に発見するという検診の本来の主旨から考えれば、小児科医が検診を担当するべきである。一方で、子どもの権利条例を制定しようとしている札幌市が、他方では、子どもの健康診断を小児科医ではない医師に担わせているのは、行政のあり方としてちぐはぐである。権利条例を作るのなら、このような問題点を行政内部でしっかりと洗い出した上で、これらの問題を解決することが先決である。
171	不明	50代	郵送	18.2.27	8～9ページの「保育所」の部分です。 1.「深夜の子どもたち」について、保育所の子どもたちに特徴的にみられる状況なのでしょうか。調査データがあれば、知りたいのですが。 2.「他人に暴力を振るったり自分を傷つけたりする子ども」について、「...こともあるのではないかと考えられます」との表現にはなっていますが、確か小学校に入る前は、保育所の子ども数より幼稚園の子ども数が何倍もあると思います。でもやはり保育所児のほうに問題が起きているのでしょうか。 3.「献身的な労働」について、世の中には経済的な裏づけがなくともボランティアで他人のために汗を流している人がいます。また、そもそも献身的でない人、献身的でない場合の仕事とは何だろうかと考えますと、今の保育所は「献身的な労働」で支えられている現状なのか、または支えて欲しいと思う願いや期待が含まれているのか、...何か断定的に言えるほどに明確な事柄ではないような感じがしました。
172	市内中央区	-	電子メール	18.2.28	市民ネット北海道 教育プロジェクト 第3章 条例の課題について盛り込んで欲しい意見 p.32(2)「条例検討子ども委員会」の設置 検討委員会がつくった条例素案を子どもの視点で検討してもらい... 検討委員会がつくったものを子どもたちに検討してもらうだけではなく、子どもたちの意見を聞いて、それをもとに検討委員会が条例素案に活かすことも重要である。 p.33(1) みんなで「子どもの権利」を学ぶ また、こどもにとっては、学校での人権教育が重要です...これを小学校・中学校・高等学校の生活の中で継続的に実施していく必要があります。 札幌市立の学校だけではなく、札幌に住む子どもたちが通う札幌市内にある私立・道立の学校でも実施していく必要がある。 p.34(4) 子どもの成長・発達を支える地域社会の再生 われわれが目指すべきは、地域の「子育て」力の復活です。そのためには、子どもと町内会やPTA、民生・児童委員、青少年育成委員など、地域に住み様々な活動をしている大人たちが... 地域にある事業者や企業も、同じ地域で活動しているおとなたちとして入れるべき。 p.35(5) 居場所の確保と子どもが育つ環境に対する特別の保護 札幌の子どもたちは...健康な成長のために不可欠な休息・睡眠の時間が十分保障されないため... 学校生活の中での時間の保障も大切。特に休み時間や給食時間が十分保障されていない現状がある。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
173	市内中央区	-	持参	18.2.28	<p>札幌市子どもの権利条例制定市民会議(こどけん) 「札幌市子どもの権利条例中間答申」に関する意見書</p> <p>第1章 なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか 1) 第1章に「なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか」から、丁寧に記述されており多くの項目で「こどけん」からの意見と整合性のある捉え方が記述されていて高く評価しています。 2) 目次立てからして子どもの権利をどのように捉えるのか、あまり新鮮さが見られない。多様な子どものすべてを中心に据えて周囲の関わりがどうあるべきなのかという発想が必要ではないでしょうか？ 3) 目次立てとその順序性はどうか？最初に記述されている分野(項目)が重視されていて後に行く程、軽視されていると思われるのではないのでしょうか？ 4) すべての項目に関して、「検討委員会」が書き込むことは困難だとは思いますが...抜け落ちている項目については、「最終答申」に向けて今後どう考えるのかについても触れておく必要があります。</p> <p>第2章 札幌の子どもたち 1 家庭と子育て 5) 注1) 検討委員会が行った「アンケート」は厳密には4232人なのではないでしょうか？(子ども未来局が行ったアンケートと検討委員会が行ったアンケートを混同しているように思います。) 6) 既存の発想で最初に「家庭と子育て」と言う項目になっていますが、「子育ては家庭だけのものではない」、家庭で育まれない子どもたちの存在も忘れてはならないだろうと思います。 (1) 家庭 1) 子育ての不安と負担 7) 子育ての一次的責任が親にあるという記述に続いて、「これまでも増して家庭・家族には、子育ての基盤としていっそう大きな役割が期待されています。」と記述されていますが、「これまでも増して～大きな役割が期待されて～」という根拠が、良く解らないし説明されていないように思います。 8) 「親のなかでも母親は、子育ての一番の責任者として」と記述されていますが、母親がそのように追い込まれている状況が有るのではないのでしょうか？特に母親の責任だけが強調されて記述されていますが、実際には父親についての記述も必要ですし、執筆者にジェンダーについての認識が薄いように思われます。 2 学校と子どもたち 9) 札幌市は未だに男女混合名簿ではなく、圧倒的に男女別名簿を使用していることなどから、特にジェンダーについての潜在的カリキュラムがあるのを克服していく、男女共同参画社会の形成の意識が希薄だと思われる。 3 障がいのある子どもたち 10) 障がいのある、あるいは障がいの疑いのある乳幼児という記述がありますが、執筆者の中には、障がい=マイナスのイメージ(「疑い」と言う表現)が拭い難いものとしてあるのではないのでしょうか？ 3) 障がいのある子どもたちの教育 特別支援教育(障がいのある子どもへの支援) 11) 「障害のある子どもへの支援」の項目で「学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)高機能自閉症などにより...」と具体的に医者からの診断名を、そのまま答申書に記述していることは是非も話し合う必要があると思います。</p> <p>5 外国籍・帰国者などの子どもたち 4) 外国籍・帰国者・国際結婚カップルの子どもの言語教育の現状 12) 「外国籍」という語が使われていますが、「これでは日本国籍を取得している中国人帰国者の子ども達に対する公的助成がかけられない」といった問題が指摘されていました。 6 性的少数者の子どもたち 13) 「性的少数者の子どもたち」と言う表現は「性的少数者の子どもたち...と、読み違えられてしまう可能性があります。また、「性的少数者」と言う表現で良いのか？「トランスジェンダー」と言う表現の方が相応しいのではないのでしょうか？なお、「性同一性障がい」と言う医師がつける診断名を、そのまま使用することに違和感を覚えるという意見も出されていました。</p> <p>第3章 条例の課題 1 どのような条例をめざすべきか (1) 子どもの権利保障を総合的に規定した条例 14) 「総合条例をめざす」という検討委員会の考え方に全面的に賛成です。 (2) 「条例検討子ども委員会」の設置 15) 「条例検討子ども委員会」を設置したのは大変評価しています。委員会に入った子どもが自由に意見を言えるように特に配慮してほしい。条例検討子ども委員会正副委員長(検討委員会高校生委員)サイドだけで「オブザーバー」は不要という判断をせず、必ず全体の30数名の子どもに「オブザーバー」とはどういう役割かを話し、オブザーバーがいてもいいかどうかを検討してもらいたい。この場合のオブザーバーとは、検討委員会の検討委員を指します。子どもの自由な発言が継続できるよう検討委員会の大人の関わりが重要であり、子どもと大人の信頼関係を築くことが大切であると考えます。また、子ども委員会と既存の「子ども議会」を連動させることも重要であるという指摘もなされていました。 (3) 「子どもの権利」条例 16) 「権利」という言葉を抜かない、という決定は大変高く評価しています。</p> <p>2 札幌の子どもたちの実像からみた条例の課題 (1) みんなで「子どもの権利」を学ぶ 17) みんなで「子どもの権利を学ぶ」ことが、早速2月17日や24日の公開授業という形で現れていたことは、大変良い実践だったと思います。 (2) 生活の中での権利保障 18) 「0歳から18歳未満のすべての子ども」と言う記述がありますが、生まれる以前の「胎児」をどう捉えるのかと言う事と墮胎との関わりに関して十分に配慮する必要があります。子どもの定義そのものからして、「18歳未満」と言う表現の方が良いのではないかと思います。 19) 18歳未満の子どもたちに「大人になっていくことを期待させる」支援のためにも18歳選挙権実施(たとえば、住民自治体独自の住民投票などを行うなどを考慮)に向けて努力して欲しいと思います。</p> <p>(3) あらゆる場面で、子どもの意見表明・参加の権利を保障 20) 地域や学校生活の中での権利保障なので、子どもたちの遊び場や施設、学校作りなど子どもに関係のあることには参加・意見表明を保障するということは同感であり、賛成です。 (4) 子どもの成長・発達を支える地域社会の再生 21) 「子育て」力は既存の団体(PTA)・子育て支援ネットなどのNGO・市民団体などと一緒に、ネットワークを広げながらしてもらいたい。また、子どものために「箱もの」を用意するだけでなく、そこを運営・管理する施設職員と共に子どもたちが運営に参加することを含めた「子どもの居場所作り」が必要だと思います。(例えば、新設の屯田北児童館のように) (5) 居場所の確保と子どもが育つ環境に対する特別の保護 22) 子どもたちの中で、現在一番居場所が無いとされている中・高校生が安心して居られる専用の居場所の確保が早急に必要だと思います。(例えば東京の「ゆう・杉並」) (6) 障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益の解消と権利の保障 23) お互いが差異を認めて、それぞれのニーズに応える。(本文25ページ5-4)にあるような単に「言語教育」だけでなく、誰でもが受け入れる、社会的な排除をしないしくみを条文に明文化して欲しいと思います。(EUアムステルダム条約、1999年発効、のような) (7) 子どもの育ちや成長に関わる人への支援 24) 親、教師、施設職員など子どもに関わるすべての人を支援しやすい条件を整備することが重要です。 (8) 子どもの権利に関する専門委員会の設置 25) 2005年12月8日に提出した「こどけん意見書」第4章 条例の普及・施策の推進・行動計画(広報普及活動・教育委員会との連携など)の特に(9)(12)(15)を参照していただきたい。 26) こどけん(9)市は各区ごとに、子どもに関する専門職(弁護士・大学教員)・親などからなる「アドボケーター」を設置し、条例の普及・施策の推進を図ることを提案しています。 27) こどけん(12)市は子ども委員会に所属する子ども年齢に近いボランティアによる「子どもの権利推進委員」(ファシリテーター・サポーター)を設置することを提案しています。 28) こどけん(15)市は子どもの権利を保障・推進するため、子ども・親・保護者・教職員などから構成される組織(「三者協議会」など)を各学校に作ることを推進することを提案しています。 29) これらに連動させて、監視・推進をチェックする「大人による」委員会を設置することを提案します。この委員会は子どもの権利の保障状況を把握して、札幌市や学校などに提言・勧告などを行います。(国連子どもの権利委員会のように) (9) 権利救済制度の設置 30) オンブズマンではなく「オンブズパーソン」とする。オンブズマンの用語をジェンダーの概念から捉えなおしてオンブズパーソンとするのが妥当だと思います。オンブズパーソンは代替的解決方法(ADR・紛争解決制度)を積極的に用いてより教育的な解決をしていくことを提案します。(子どもは裁判になじまない)ADR=Alternative Dispute Resolution、「裁判外紛争解決制度」のこと。</p>
174	不明	不明	電話	18.2.28	<p>テストの結果が悪かった子どもに反省の言葉を話させて、それを録音してクラスで流した教師がいる。これは教師による人権侵害だが、被害にあった子どもは「テストで悪い点をとった自分が悪い」と思ってしまった。中間答申の概要版を配るのならば、子どもを権利侵害から守るために、何が権利侵害に該当するのかわかる限り具体的かつ網羅的に列挙した表のようなものを作って配付することも必要ではないか。</p>

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
175	不明	18	児童会館	18.3.7	家庭内暴力は、親がやることで、子どもは、親にかつ力もないと思うし、家庭内暴力を受けた子どもが親になると子どもに暴力をふるいやすいということで、子どものことを考えるより、まず大人を何とかすべきだと思います。しかし、どんなことをしても、そんな親がゼロにはならないと思うので、子どもたちにとって相談しやすい、話しやすい先生や、親身になってくれる人というのが必要となってくると思います。 それから、自分の通っていた中学生では、「相談室」があったのですが、その相談室に入っていき人々、その相談室の状況などが全然分からず、相談室がある意味がまったくありませんでした。相談室をつくるのであれば、もっと入りやすく、誰もが気軽に相談しに行けるものをつくった方がいいと思います。 教師は、生徒の見本であるべきだと思うので、「教える立場だから関係ない」と思っている教師をなくすべきだと思います。
176	市内西区	49	電子メール	18.3.7	私は小学4年と中学3年(17年度)の子の親です。 公立学科の制服の問題について真剣に改善に取り組んでいただきたい。 この問題は、単に服装の問題に限定される小さな問題ではなく、民主主義の基本理念である、主権在民と法治国家についての教育を大きく阻害し、若い世代の政治離れの一大原因となっていると考えるからです。 また、説明なしであることを強制することで、小学校まではきわめて良好だった先生との信頼関係がなくなってしまう例が多いです。(もちろんこの原因には子どもたちの反抗期という側面もあると思いますが) それほどに教育上のいろんな問題に波紋を及ぼしていると思います。 ご存知の通り、少なくとも札幌市の中学校においては、標準服の名のもとに制服が強要されています。 これを正面切って問いただすと、教育当事者は必ずはぐらかす回答をしてきます。 いったいどのような法律にもとづいて、各家庭に制服購入費を強要しているのか問いただせば、違法だとわかっているから逃げざるを得ないわけです。 (法的根拠もなく5万円もの出費を各家庭に強要していることがどんなにすごいことか、所得税や住民税などの税がどれだけ議会での議論を日々重ねて決定されているか と比較して考えればよくわかると思います) 教育委員会は、各学校に任せてある、と逃げ、学校は強制ではない、返答しますが、子どもが私服で登校する、標準服を着用するようにとさまざまな圧力をかけてきます。 立場の弱い子どもと親は従わざるを得ないのが実情です。 公立学校での制服の強要がいかに異様なことか、実は小学校を例にとるとわかりやすいと思います。 ご存知かとは思いますが、日本の小学校では、東日本はだいたい私服ですが西日本では制服の地域がかなりあります。 東日本から親の転勤で西日本へ引越した家庭と小学校の間でさまざまな問題が生じています。 それらに関するホームページにたとえば下記があります。是非ごらんになっていただきたい。 http://www.tugakufuku.org/index.html この関係から、下記のような主権在民と法治国家についての教育の阻害が生じているのは明らかです。 1. 制服は強制ではないのに強制させられる。つまり、法律で決められていないことを強要されることで、子どもは世の中を律しているのは法律ではなく、強者の意見や不文律なのだ、という考え方を叩き込まれる。 2. 標準服の強要は、だれが決めたのか明らかでない。つまり主権在民の理念がどこにもなく、物事を決めるのは自分たちや親たちではなく、目に見えない誰かが決めるのだと叩き込まれる。標準服はPTAの申し合わせ事項であり強制ではないはずなのに、学校に問いただすと、かならず、以前からつづいている慣習だ、との回答があります。つまりだれも制度の責任をとらない、私たちが決めたとは言わない。
177	不明	36	ファックス	18.3.8	小1女児の母です。PTA活動で、防犯活動をしています。「子どもの安全を地域で見守ります。パトロール中。」と書いたステッカーを身につけて、登下校の時間に、毎日通学路に出ています。学校、警察、地域、町内会が力を合わせてパトロールをする、という形はつくられてきていますが、実際に通学路に出ているのは、数名の保護者ばかりで、地域の力が感じられません。パトカーも、最初のうちはよく見かけましたが、最近、あまり走っていないように思います。町内会では、回覧板などで「子どもを守りましょう。」と書いてくださったりしていますが、読んでいない方も多いかと思えます。あとは、TVやラジオなどで、「時間に都合のつく方は登下校の時間にお散歩や庭の手入れをして、子どもたちを不審者から守って下さい。」と呼びかけていただきたいです。ある程度の人数がいなければ、あまりパトロールの意味がありません。たった一人でもいいから、増えてくださるよう、あらゆる呼びかけをお願いします。
178	市内豊平区	28	返信用ハガキ	18.3.13	これらに育児などのシリーズもあわせて本を作ってください。 また、有名人などの出生のエピソードなどの本も作ってください。
179	市内豊平区	不明	郵送	18.3.14	札幌市立小学校6年担任です。 先日は、「子どもとともに札幌の未来を考える」という札幌市子どもの権利条例制定検討委員会の中間答申書を送っていただき、ありがとうございました。6年生の社会で学習した内容に関連していたので、授業で扱い、「子どもの権利」についてクラスで話し合ったところ、様々な意見が出ました。アンケートを書く時間を十分にとれなかったため、話し合った内容や考えたことを全部書ききれなかったり、字が雑になってしまったりしたのもありますが、子どもたちからの意見としてアンケートを送付いたしますので、目を通していただくと幸いです。 昨年の秋に、社会科の「暮らしと政治を調べてみよう」という単元で、ミニ児童会館について学習したときには、子ども未来局の三井子ども企画課長に直接教室へ来ていただき、お話をさせていただくなど、大変お世話になりました。三井さんにお話していただいたことで、子どもたちの政治に対する関心が高まり、またそれと同時に政治を身近に感じることができるようになりました。今回「子どもの権利条例」についての話し合いの際、次々と意見が出たのも、住民の願いをかなえようと努力している子ども未来局や、そこで働く三井さんの存在を知り、子どもたちの中に「自分たちも住民の1人として、まちづくりや政治に参加することができるんだ。」という意識があったからだと思います。直接お話を伺えたことに感謝し、改めてお礼申し上げます。
180	市内西区	51	郵送	18.3.16	障がいがある子どもを理解しようとしていたり思いやるのは良いけれど、逆の意味で差別になっているのではなだろうか。 また、そういう子どもが普通の学校に来て周りの子どもが受ける負担はとても大きいと思うし、学校が障がいのある子どもには気を使いながら普通の子が気にしてもらえないのは問題だと思う。 親としても、自分の子供がいないがしろにされて、結局障がいのある子どもを悪く思ってしまう。 これは障がいのある子どもにとっても不幸です。 差別とは行かなくてもどう思うですか？と言いたい。 学校は子どもを人質にしているようなものなので言いにくいこともあり、親は声を出したくても出せない現状です。 子ども同士何かあった時は、両者とも同じように対応してほしいものです。 これからは……お願いします。
181	市内東区	不明	郵送	18.3.16	配布されたおたよりを読み、自分達がこうだったらいいなあとということ、子どもたちに書いてもらいました。 子どもたちは、すぐ友だちの意見に対し、「それはだめだよ」と言いたがります。 どんな意見も言うてよいことや自分も意見を言う、すぐ否定しないことが大事だということをお話しました。 これからはまた、このような意見を言うことが経験できたらいいと思います。
182	市内北区	38	郵送	18.3.17	日頃ニュースや報道で取り上げられていることが札幌でも？と実は切実な受けとめはありませんでした。 自由や平和、本当の豊かさって何だろう？と色々な年齢や立場の人たちの意見交換の場が必要だと感じました。 本来であれば、条例を作らなくても地域や家庭、学校等、小さな組織の中だけでも一人一人が気をはらうことで子どもたちの大半の悩みは消してあげることができるのだと思いました。 自分がもし相手の立場になったら…としっかり考える場面を見せて、大人が社会の責任者として、人の理念を伝えることができたと思います。 大人にも傾聴できる「ゆとり」と「強さ」が必要です。 これは自分にも言えますが、忙しさにかまけて、愛する娘のサインを逃していたり、日ごろよりその準備ができていないことで、これだ！という決定的な働きかけを失っている場面があります。 より具体的に伝え合える関係を作る為に、関わり一つ一つに明確な理由を添えられる親になりたいと反省いたします。 時には考えてもらう為、すぐに明かさぬこともあるかもしれませんが…。 娘と沢山話せるよい機会になりました。 市民として親として見つめなおしたいと思います。

番号	住所	年齢	提案方法	受付日	意見内容
183	市内白石区	70	郵送	18.3.22	親はしっかりとしかれる親です。 それによって自分の欠点に気付くと思います。 本当に子どものことを考えると私は必要と思っています。 子どもは意識してなくても親の影響を大きく受けています。 親はもっと子どもに見られていることを自覚してほしいと思います。 辛抱、努力、根気が大切です。 親も子どもたちにも基本ではないでしょうか。
184	市内中央区	31	郵送	18.3.24	最近、安心して子どもたちが遊べる場所が少なくなってきていると思います。 家の中で遊ぶことが多くなり、外で伸び伸びと遊べる場所、安心して遊べる場所があれば良いのに、と思いました。
185	市内中央区	27	郵送	18.3.24	社会の中での「子どもの権利」というのは、目に見えるものではありません。ましてや、それを意識して生活している子どももいないと思います。無意識のうちに子どもの家族、そして地域の住民が、子どもたちのことを思いやって生活するという事は、それほど難しいことではないと思います。 大人は、まず自分の子ども、そして友だちと話をすることが大事だと思いました。
186	市内中央区	44	郵送	18.3.24	子どもに暴力をふるう親は、親ではありません。子どもにとっては、どんな親での親しかいないのですから、こういう親じゃない親は、子どもの心も体も傷つけています。子どものために、親の完全なるケアが必要だと思います。無駄な贅沢は、人間を駄目にすると思います。人間の心が変わって来ているのはなぜ。中学校などの先生は、子どもをあずかっている以上、もっと責任を自覚すべきである(中学=親など部外者があまり出入りしないところ)。子どもは、親の保護が必要であるけれど、親の所有物ではなく、一人の意見や感情を持った人間であり、親と違った考えを持つものである。それをきちんと説明し、納得させたうえで、自分から行動させた方が、親に言われたから、親に怒られるから、ということがなくなると思う。ときには、親の考えを引いて、子どもの意見を尊重することも、子どものために必要だと思う。親も他の人たちも、一人間、男、女だけれど、子どもの親であり、子どもたちを心も体も健康に育てる義務があることを忘れてはならないと思う。子どもたちを心も体も健康に育てる義務があることを忘れてはならないと思う。子どもたちを、あたたかく見守り、育てることをしないで、今後の日本は語れないと思います(国も市も)。
187	市内厚別区	45	郵送	18.4.3	ここ数年、子どもたちが安心して遊べる、集まれる場所がなくなっていると思います。児童館があるところ、あっても小学生がほとんどかな、テレビのみたのですが、中高生が行けるところがあるようで、音楽グループでバンドのような活動もでき、スポーツもでき、読書もでき、また、自分の相談したいことを聞いてもらえるなど、こういう場があれば、共働きの多い今の子どもたちが、危険にあうことがなくなるのではないかと、思います。